

[事案 24-96] 手術給付金支払請求

・平成 25 年 1 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

手術を 4 回受けたが、「60 日の間に 1 回の給付を限度とする」約款規定を理由に、そのうち 2 回の手術に対する手術給付金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

下記手術について、申立契約に基づき手術給付金の支払いを求めたが、手術②および手術④は、約款に定める手術給付金の支払対象となる手術に該当しないとして、支払いを拒否された。

- ①平成 23 年 11 月 14 日 内視鏡的胆道ステント留置術
- ②平成 23 年 12 月 7 日 経皮的冠動脈ステント留置術
- ③平成 24 年 3 月 2 日 バスケットワイヤーカテーテルのみを用いて結石摘出
- ④平成 24 年 3 月 14 日 経皮的冠動脈ステント留置術

これらは、手術給付金の支払事由である、「手術給付倍率表」に定められた手術のうち、「手術番号 87」に該当するが、手術①と手術③は急性胆管炎・胆のう結石症の治療で、手術②と手術④は労作性狭心症の治療であり手術部位が異なるので、「60 日間に 1 回」の制限には該当しない。

本件と同様の約款において、他の保険会社は、手術②と手術④も給付金の支払対象にしており、相手方の保険会社の約款解釈は不当であるので、手術給付金の支払を求める。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

被保険者の手術は「手術番号 87」の手術であり、「60 日の間に 1 回」の制限規定が適用されるため、手術①は支払対象となるが、手術②は手術①の開始日から 60 日の間に行われた手術であり支払対象外となり、手術③は手術①の開始日から 60 日以上経過後の手術のため支払対象となり、手術④は手術③の開始日から 60 日の間に行われた手術であるため支払対象外となる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

- (1) 「60 日の間に 1 回」の約款規定を文言どおり解釈すると、いかなる部位、臓器であるかに関わらずファイバースコープ等の方法による手術は、60 日間に 1 回のみ手術給付金を支払うことになるので、保険会社が、約款の規定を文言どおりに適用し、手術②と手術④について支払いを拒否することは不当であるとはいえない。
- (2) 確かに、保険会社によっては「60 日の間に 1 回」の制限を、申立人の主張のとおり、手

術の部位ごとに適用している会社もあるが、これは保険会社ごとの約款運用の判断により、契約者等に有利に「60 日の間に 1 回」の制限の適用を緩和しているものといえる。

「60 日の間に 1 回」の制限を緩和して適用するかは、各保険会社の経営上の裁量に委ねられるので、相手方保険会社が、手術②と手術④に対し、「60 日の間に 1 回」の制限を文言どおりに適用しても不当であるとはいえない。

<参考> 約款別表「手術給付金倍率表」(抜粋)

87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする)